



こども[★]誰[★]でも
通園制度

湖西市乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)

—令和8年4月運用開始に向けた事業概要—

制度の概要

こども誰でも通園制度とは

【目的】

全ての子どもの育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備するとともに、
全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化する

【利用条件】

利用したい施設での**事前面談**が必須

月10時間までの利用可能枠の中で、**就労要件を問わず**時間単位で柔軟に利用

1時間当たり**300円程度**の利用者負担

【利用対象者】

保育所、こども園、幼稚園等に通園していない6ヶ月以上満3歳未満のこども

こども家庭庁
こども誰でも通園制度
利用者向けリーフレット

一時預かりとの違い

一時預かり事業が、「保護者の立場からの必要性」に対応するものであるのに対して、
こども誰でも通園制度は、保護者のために「預かる」ものではなく、家庭にいただけでは得られない
様々な経験を通じて、こどもが成長していくように、こどもの育ちを応援することが主な目的です。



現在、国で制度調整中です。未確定な部分が多く、今後決定・周知されていきます。

提供内容

自治体・施設ごとに提供内容が異なります

国が定めた大原則の中で、市や実施施設ごとにサービス提供内容を変更することが可能になっています。

① 実施方法

- ・余裕活用型：保育所等の空き定員の枠を利用してこども誰でも通園制度の利用者を受入れ
- ・一般型：こども誰でも通園制度専用の定員を設定して利用者を受入れ

② 受け入れるこどもの年齢・時間枠等

受け入れるこどもの年齢は施設ごとに設定が可能。利用できる曜日や時間も施設ごとに異なります。

③ 利用パターン

特定の施設を継続的に利用したり、様々な施設を柔軟に使用したりすることができます。

④ 食事の提供

⑤ 親子通園

実施するかどうか、実施回数及び期間 等 ※親子通園を利用の条件とすることはできません。

⑥ 特別な支援が必要な場合の対応

障害のあるこども・医療的ケア児・外国籍児童等特別な支援が必要となるこどもや家庭の受入れ

⑦ こどもへの関わりや遊びの内容

⑧ その他

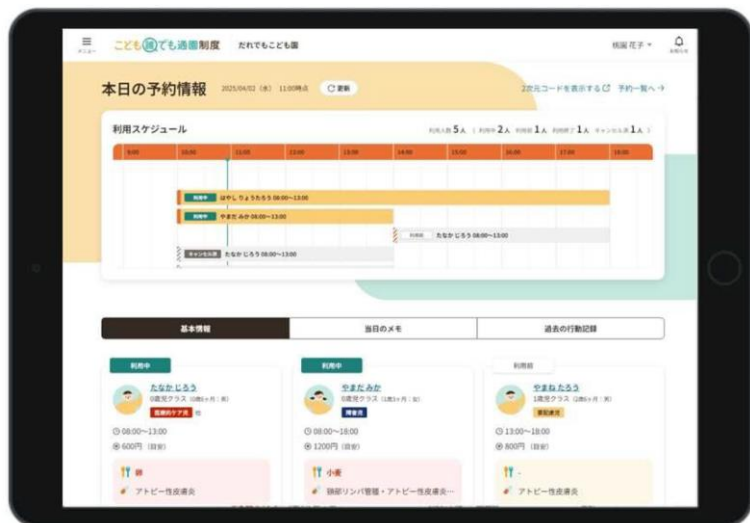
キャンセルポリシー、急な体調不良や事故、災害発生時等の対応 等

総合支援システム

制度の利用申請等は「こども誰でも通園制度総合支援システム」を使用

- ①利用者が予約できる（予約管理）
- ②事業者がこどもの情報を把握したり、市町村が利用状況を確認したりできる（データ管理）
- ③事業者が市町村へ請求書を発行することができる（請求書発行）

3つの機能を併せ持つシステムとなります。



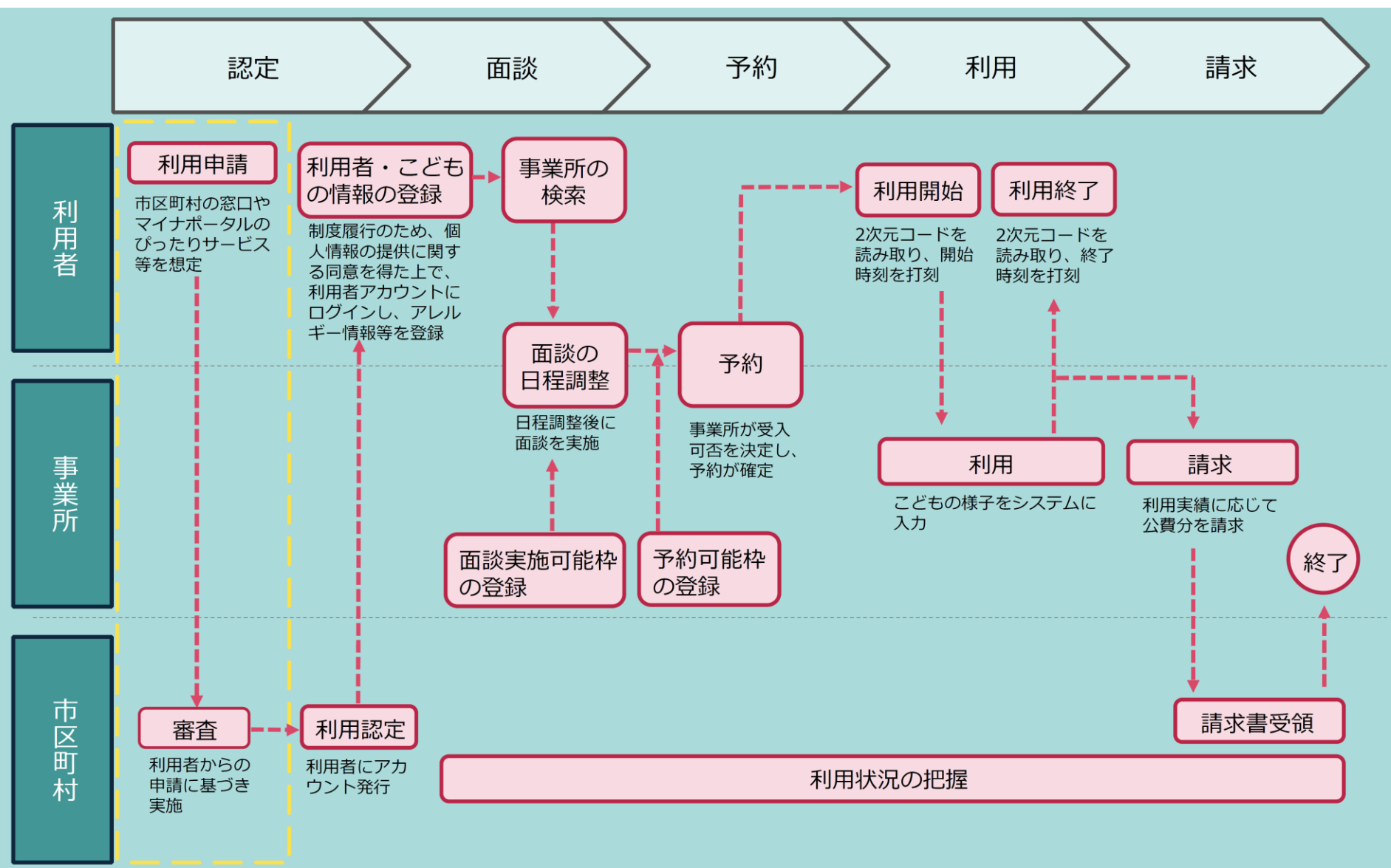
予約情報の確認画面

- ・氏名、年齢、利用時間、アレルギー情報など、日ごとに利用者の情報を一覧で表示

利用者・事業者・自治体の関係性



利用の流れ



は、R7の総合支援システム範囲外であるが、今後の機能改修において、実装を検討中。

計画と記録

| 計画

各実施事業所の方針に従い、その目標を達成するために、計画に基づいてこどもの育ちが支援されます。

- ・こどもの育ちに関する**長期的見通しをもった全体的な計画**
- ・**一人ひとりのこどもの実態に応じた指導計画**

| 記録

利用状況を記録し、各利用事業所や自治体の間で活用します。

- ①事業の実施内容確認の記録
- ②利用児童の育ちに関する記録
- ③自治体が把握し、円滑な利用につなげるための情報

湖西市での事業展開(予定)

| 実施施設の見通し

民間・公立あわせて**6施設**程度で実施予定。
実施検討中の民間施設もあり。